

**お知らせ**  
**第三者行為(交通事故など)で介護サービスを受けるとき**

介護保険の被保険者の方は、交通事故などの第三者行為によって状態が悪化した場合でも介護保険サービスを受けることができます。

ただし、介護保険サービスの提供にかかった費用は加害者が負担するのが原則です。町が一時的に立て替えたあとで加害者へ請求することになります。

町が支払った介護給付が第三者行為によるものかを把握する必要があるので、介護保険の第1号被保険者の方が、交通事故等の第三者行為を起因として介護保険サービスを受けた場合は、届出が必要です。

交通事故などにより要介護状態になった場合や、状態が悪化した場合は、ほけん福祉課の窓口へ届出をお願いします。

■申請・問い合わせ  
 ほけん福祉課  
 (すこやかセンター伊野内)  
 ☎088-893-3810

**お知らせ**  
**国民健康保険・後期高齢者医療制度加入の皆さんへ**

交通事故などに遭ったとき

▼早めに届出を

交通事故やけんかなど、本人以外の第三者(以降「第三者」)の行為によってケガをした場合や飲食店での食中毒や購入した食品などが原因の疾病の治療をする場合にも、保険証を使って治療していただけます。

そのときは、すみやかに医療機関の窓口へ申し出るとともに、国保・後期高齢者医療の係へも届出をすることが義務付けられています。

届出がない場合、医療機関からの診療報酬明細書の確認を行い、その結果、第三者による負傷・疾病の可能性がある場合には、世帯主の方に「負傷・疾病原因届」の提出を依頼しています。その際にはご協力をいただきますようお願いいたします。

▼国保・後期高齢者医療は一時立替払い  
 交通事故などでケガをし、その原因が第三者にある場合、これらに伴う治療費は本来、第三者が支払わなければ

なりません。しかし、国保・後期高齢者医療では「被保険者の治療を受ける権利」を保障するということから、一時立替払いの形とし、後から第三者に請求することになります。ただし、第三者から治療費を受け取っている場合は、国保・後期高齢者医療の立替はできません。

▼示談をする前に  
 国保・後期高齢者医療の係に届出をする前に示談が成立してしまうと、国保・後期高齢者医療が第三者に請求できなくなり、被保険者へ不当利得返還請求をする場合があります。示談をする前に必ずご相談ください。

なお、届出に必要なものについては、国民健康保険係、後期高齢者医療係までご相談ください。

■問い合わせ  
 町民課  
 ☎893-1117



**お知らせ**  
**『吾北あつたかふれあいセンター』に決定しました**

昨年11月1日～30日に募集しました吾北地区「あつたかふれあいセンター」の正式名称が決定しました。

68件の応募から選考を行った結果、吾北小学校5年生考案の『吾北あつたかふれあいセンター』に決定しました。吾北地区らしさや親しみやすさ、『センターの人と触れ合うと、子どもから高齢者までの広い年齢の人があつたかいこころになる』という願いが込められている点が評価されました。

採用者には賞状と図書券を贈呈しました。

『吾北あつたかふれあいセンターこころ』は吾北山村開発センター内に4月開所予定です。吾北地区の皆さんが、いつでも気軽に集いながら楽しく過ごせる場所になりますので、是非足を運んでみてください。

■問い合わせ  
 ほけん福祉課  
 (すこやかセンター伊野内)  
 ☎088-893-3818

吾北総合支所住民福祉課  
 ☎088-867-2300

**お知らせ**  
**国民健康保険一部負担金減免について**

災害や失業などの特別な事情で、世帯の生活が一時的に著しく困難となった場合、申請により一部負担金(医療費の自己負担分)の支払いの減免などの制度があります。詳しくは国民健康保険係までお問い合わせください。

■問い合わせ  
 町民課  
 ☎893-1117

**お知らせ**  
**無料法律相談の実施について**

高知県司法書士会では、左記のとおり無料法律相談会を実施します。相続登記をはじめとして、法定相続情報証明制度、遺言、遺産分割協議など相続に関する相談に応じ、適切なアドバイスを行います。是非ご利用ください。

▼日時 2月3日(土)  
 10時～15時

▼場所  
 すこやかセンター伊野内  
 ※その他県内9か所でも実施

■問い合わせ  
 高知県司法書士会  
 ☎088-825-3143